

## 保育制度の充実に向けて

翁 百合

## 【規制改革会議としての認識】

女性の社会での活躍は我が国の喫緊の課題であるが、女性の就業継続にとって最も厳しい時期は、ゼロ歳から2歳までの乳幼児の子育て期である。また、乳幼児期にあっても短時間でも子供を安心して預かってもらう場所があれば、パートでも働きたいという女性は多い。にもかかわらず、そうしたサービスを受けることができず、就業機会を逃している女性は多い。

この間、子ども・子育て新システム検討会議を経て、提出された基本制度案要綱は、幼保一体化、契約方式を直接契約に、保育料設定の柔軟化の検討、多様な事業者参入による基盤整備等、子育て期の女性を支援するうえで必要と考える規制改革会議の従来の主張も取り入れられていた。しかしながら、最終的な子ども子育て関連三法は、もちろん従来環境から前進する第一歩ではあるが、当初案からは、大きく後退した<sup>1</sup>。しかも、この法律の施行は、2年先の消費税導入時の平成27年度とされており、実現が確実ではない。増加傾向が続く現下の保育需要に十分に対応できていないことに対し、政府として危機感を持ってとらえる必要がある<sup>2</sup>。

## 【規制改革会議としての保育制度にかかる規制改革への提言】

現在、保育所の潜在需要は85万人<sup>3</sup>と推計されている。単に顕在化している待機児童を減少させるだけでなく、当たり前のように女性が働ける社会を築いていく必要がある。スウェーデンでは、末子3歳未満の母親の就業率がスウェーデンで71.9%、日本では29.3%である<sup>4</sup>。今後の急速な労働人口の減少を考えても、女性が働きやすい社会をめざし、在宅勤務などの柔軟な働き方を促進すると同時に、抜本的に保育制度を拡充して育児支援をする必要がある。したがって、規制改革会議としては、当面以下を推進していく必要があるのではないかと提言する。

---

<sup>1</sup>具体的に後退した項目は、例えば「総合子ども園」の創設は断念（幼保一体化は断念）、保育所の契約方式は現行通り「公的保育契約」（当初は利用者が選択できるよう事業者との直接契約が志向）、多様な事業者の参入を認めるのは保育所のみで「認定こども園」への株式会社参入は認めず、認可制継続（当初はサービス類型毎に事業者を「指定」し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入することを志向）等。

<sup>2</sup>東京杉並区の母親らは、2月22日集団で行政不服審査法に基づく異議申し立てを区に行う模様。東京新聞によれば、区が募集した認可保育所の新年度の定員は1,135人に対し、2,968人が応募しており、保育を受ける子どもの権利が侵害され、就労困難で生活が困窮する状況に区が適切に対応してないとして、違法性を問うとしている。

<sup>3</sup>2009年厚生労働省第3回社会保障審議会少子化対策特別部会保育第二専門委員会参考資料、0～2歳児童のいる世帯の潜在需要は42.2%、3歳以上の児童がいる世帯で48.6%とされている。

<sup>4</sup>2009年 OECD Family Data Base

(総論)

- ・改めて安倍政権として「潜在保育需要を満たし、女性が当たり前のように仕事と子育てを両立できること」「子どもが等しく質の高い保育サービスと幼児教育を受けられること」を目標に、保育サービスの量と質の充実に向けた議論を行い、改革を推進する。

(骨太の方針に織り込む当面の実現課題(案))

- ・都市部で深刻な問題となっている保育士不足を緩和するために、待機児童の多い自治体につき、認可保育所の「保育士の配置基準」を柔軟に見直す
- ・規制緩和が実現して10年以上を経ても、株式会社1.2%、NPO0.3%と圧倒的に少ない多様な事業体の保育所の参入を、自治体に促す<sup>5</sup>

(骨太の方針に織り込む1~2年のうちに実現すべき課題(案))

- ・乳幼児期教育における二重行政を早期に解消する<sup>6</sup>
- ・社会福祉法人の在り方の見直しとあわせ、株式会社、NPOなど多様な事業体の参入拡大を促すため、施設整備費補助制度のみならず、法人税・事業税・住民税等税制における社会福祉法人保育所と民間保育所のイコルフットィングを実現する(法人形態に関わらず、良質な事業体の参入を促す方向へ)
- ・子どもの保育を担う様々な事業主体の提供する保育サービスの質を評価する独立した組織を設置する。

以上

---

<sup>5</sup> ちなみに、横浜市では、2012年4月の待機児童数が前年の971人から179人に8割以上も減少したことで注目を集めたが、待機児童数が大幅に減少した主な理由は、認可保育所の定員を40,007人から43,607人に、1年間で3,600人増やしたことにある。認可保育所数は459か所から507か所に48か所増えたが、増加分の50%、24か所は株式会社が設置・運営する保育所である。横浜市の認可保育所に占める株式会社設置・運営の保育所の割合は、2011年の17.9%から2012年には20.9%に高まっており、5園に1園は株式会社立となっている。横浜市では、2013年にはさらに認可保育所がさらに67園増える予定だが、そのうち35園は株式会社立である。

<sup>6</sup> 「子ども家庭省」の創設については、2012年6月の3党合意で、法案施行後2年をめどに検討し、必要とあれば所要の措置を講ずるといった内容に後退している。